

## 一般財団法人 臨床試験支援財団 旅費・宿泊費等に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般財団法人 臨床試験支援財団(以下、財団という)の会合及び各委員会業務の遂行に要する旅費、宿泊費、謝金等に関わる必要事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 本規程は、財団理事・監事・評議員、及び財団の各委員会の委員が、各役割を果たすために必要な経費を対象とする。

### (旅費)

第3条 旅費については以下のとおりとし、事前に旅費等申請書により、その内容を財団事務局に提出し、理事長の了承を得るものとする。ただし、会合の開催は、その目的に応じて時間帯や方法(集会、web、mail等)を工夫し、可能な限り節約するものとする。

- 1) 対象となる者の出発地から会合又は各委員会業務を遂行する場所(以下、現地という)までの公共交通機関の運賃とする。ただし、往復の運賃が1,500円以下となる者には、一律、1,500円を支給する。
- 2) 距離が100kmを超える場合には指定席運賃とするが、グリーン車は認めない。
- 3) 複数の経路がある場合には、時間的、経済的に最も合理的な経路及び方法により財団事務局が算出する。
- 4) 航空機を使用する場合には、領収書(又はこれに代わるもの)を提出する。パック料金の場合も、同様に領収書(又はこれに代わるもの)を提出する。
- 5) 対象者が前後に他の目的の出張を兼ねている場合で、その目的地が現地と出発地との距離より短い場合には、片道はその間の実費とする。
- 6) その他、やむを得ない事由により本規程が適用できない場合には、理事長が決裁するものとする。

### (宿泊費)

第4条 宿泊費については以下の条件により支給するものとし、事前に旅費等申請書により、その内容を財団事務局に提出し、理事長の了承を得るものとする。

- 1) 本規程に定める会合や担当業務の遂行のために、自宅を7時前に出発する必要がある場合、もしくは22時以降の帰宅となる場合
- 2) 領収書(又はこれに代わるもの)を提出して上限10,000円(税、サービス料を含む)の範囲で実費精算する。

- 3) 宿泊費については地域差があるため、必要に応じて、担当の理事より、上限の引き上げ（最高 15,000 円）を提案し、理事会の決議を経て、評議員会の承認により変更することができる。
- 4) その他、やむを得ない事由により本規程が適用できない場合には、理事長が決裁するものとする。

(謝金)

第 5 条 本規程に定める会合や担当業務遂行のための謝金は認めない。ただし、財団主催の研修会等において、第 2 条で規定する者以外が講師・座長等を務める際には、別に定める基準を参考に、担当の理事より提案し、理事会の決議を経て、評議員会の承認により、謝金を支払うことができる。

(「CRC と臨床試験のあり方を考える会議」の参加費及びその他の待遇)

第 6 条 第 2 条の対象者は財団が主催する「CRC と臨床試験のあり方を考える会議（以下、CRC あり方会議という）」の参加費を免除する。ただし、参加費が免除される場合には、認定 CRC の取得・継続に必要なポイントは付与されない。

2. CRC あり方会議の担当運営委員の上記会議への参加時の待遇は、各会議の「会議関係者及び共催団体への待遇に関する取り決め」のプログラム委員と同様とする。ただし、必要に応じて会議の前泊及び後泊を可能とする。

(その他の経費)

第 7 条 その他の諸経費については、以下のとおりとする。

- 1) 本規程に定める会合や担当業務の遂行における日当については、一律 1,500 円とする。
- 2) 理事会及び評議員会の議事録を作成・監査する者には負担軽減手当として 1 回あたり 1,000 円を支払い、議事録郵送に係る費用が発生した際はこの手当から充当するものとする。
- 3) 本規程に定める会合や担当業務の遂行が食事の時間帯に及ぶ場合は、必要に応じて軽食等を経費で用意することができる。

(経費支給の差し控え)

第 8 条 第 2 条の対象者が、経費支給の辞退を申し出た場合には、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条による経費の支給を差し控えることができる。

(規程の変更)

第 9 条 本規程は、理事会および評議員会の議を経て、理事長がこれを定める。

附則 1. 本規程は 2018 年 2 月 26 日よりこれを施行する。  
附則 2. 本規程は 2018 年 9 月 1 日よりこれを施行する。

- 附則 3．本規定は 2020 年 7 月 13 日よりこれを施行する。
- 附則 4．本規程は 2021 年 6 月 18 日よりこれを施行する。
- 附則 5．本規定は 2022 年 3 月 22 日よりこれを施行する。
- 附則 6．本規定は 2022 年 12 月 21 日よりこれを施行する。